

【テーマ3】誰もが暮らしやすい大阪

めざす方向	<p>◎ 府民ニーズを捉えた広報や消費者市民社会の構築に向けた消費者教育・啓発等を通じ、府民が暮らしやすい大阪をめざします。</p>
	<p>(中長期の目標・指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな広報媒体や大阪府広報担当副知事「もずやん」を有効に活用し、計画的かつ効果的な広報を展開するとともに、府が保有する情報は府民のものであるという理念のもと、「オープン府庁」の取り組みを一層進め、府民の府政への関心を高め、理解を深めていただき、より開かれた親しみやすい大阪府庁の実現を目指します。 ・大阪府消費者基本計画(*30)に基づき、府、市町村、事業者、事業者団体、消費者（府民）、消費者団体がそれぞれの責務と役割を認識して主体的に責任ある行動をとり、お互いが協力し合いながら、安全・安心な消費生活の実現、そのための「消費者市民社会」の構築を目指します。

府政への関心を高める広報		
＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）＞	＜何をどのような状態にするか（目標）＞	＜進捗状況（取組結果）＞
<p>■ 計画的かつ効果的な広報の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の各フェーズを基本に、さまざまな広報媒体を有効活用し、府民のニーズを的確に捉える広報を計画的に展開する <ol style="list-style-type: none"> 1 認知度を高める：府政だより 2 ニーズを捉える：ホームページ、メールマガジン 3 参加者意識を高める：facebook、Twitter ・大阪府広報担当副知事「もずやん」(*31)を効果的に活用することにより、府民の府政への関心や親近感を高める <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">(スケジュール)</div> <p>通 年：各広報媒体を通じた計画的かつ効果的な広報を実施 (府政だより、ホームページ、メールマガジン、facebook、Twitter)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">◇成果指標（アウトカム）</div> <p>(定性的な目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府政だよりや公式 Twitter など、さまざまな媒体による広報を展開し、府民の府政への関心を高める <p>(数値目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府政だよりの発行回数：年 8 回以上 ・府政だよりに掲載した施策のウェブページ閲覧数：発行月の対前月比 50%増（平均） ・公式 Twitter の閲覧数：220 万件（月平均）（平成 29 年度：220 万件） 	<div style="border: 1px solid black; background-color: #d4edda; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">年度当初は空欄</div>

オープン府庁の推進

<今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）>	<何をどのような状態にするか（目標）>	<進捗状況（取組結果）>
<p>■ 府民が必要としている情報、知りたい情報の公表</p> <p>・府政の意思形成過程（施策プロセス、予算編成過程、公金支出情報、府民の声）を適切な時期に的確に公表することで、府民がいつでも知りたい府政情報に接することができるようにする</p> <p>■ 施策反映につながるような意見・提言収集機会の充実</p> <p>・府政学習会の実施やクイックオピニオン(*32)等を活用し、府政への関心を高め、施策反映につながるような意見や提言を収集する機会を充実させる。</p> <p>（スケジュール）</p> <p>通 年：府政の意思形成過程を適切な時期に的確に公表（施策プロセス、予算編成過程、公金支出情報、府民の声）</p>	<p>◇活動指標（アウトプット）</p> <p>・各情報について以下のタイミングを捉えて適切に公表する</p> <p>① 施策プロセス ⇒ 意思形成の各段階 <small>※ 公表項目数（平成 29 年度末時点：208 項目）</small></p> <p>② 予算編成過程 ⇒ 原則として、各要求・査定段階</p> <p>③ 公金支出情報 ⇒ 支出の翌営業日 14 時</p> <p>④ 府民の声 ⇒ 週間・月間を基本（回答分は随時） <small>※ 寄せられた意見等の数（平成 29 年度：5,225 件）</small></p> <p>・「公募型府政学習会」を積極的に開催 府民に好評なテーマを引き続き実施するとともに、新たな府の施設の活用、民間事業者と連携した学習会の企画内容の拡充・多様化を高め、かつ積極的な周知に努める。 <small>※開催回数：平成 30 年度:10 回(平成 29 年度:10 回)</small> <small>※参加者数：平成 30 年度:450 人(平成 29 年度:401 人)</small></p> <p>・「随時型府政学習会」の実施 概ね 10 名様以上の団体（グループ）からの申込みに応じて、実施時期、場所等を調整し、府庁本館の見学と府の施策や事業に関するテーマ学習をセットにして、積極的に実施</p> <p>◇成果指標（アウトカム） （定性的な目標）</p> <p>・府民ニーズを的確に捉えた情報の公表、意見収集機会の実現に努める</p> <p>（数値目標）</p> <p>・「府政学習会」に参加してみたいと答えた府民の割合 <small>：前年度並み（平成 29 年度 80.0%）</small></p> <p>・「府政学習会」参加者アンケートによる満足度 <small>：前年度並み（平成 29 年度 91.8%）</small></p>	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">年度当初は空欄</p>

消費者行政の推進

<今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）>	<何をどのような状態にするか（目標）>	<進捗状況（取組結果）>
<p>■ 住民に身近な相談窓口である市町村の相談機能充実等に向けた支援</p> <p>・府は専門的・広域的相談等を行う中核センターとして、市町村との役割分担のもと、住民に身近な相談窓口である市町村消費生活センター等の相談機能充実に向けた支援を推進</p> <p>（スケジュール） 30年4月～31年2月</p> <p>・市町村相談員総括者研修実施 ・市町村消費者行政担当職員等研修実施</p> <p>■ 効果的な消費者教育・啓発等の推進</p> <p>・消費者の被害の未然防止・拡大防止のため、特性に配慮した、効果的な消費者教育・啓発等を推進</p> <p>（スケジュール） 30年10月</p> <p>・府政だよりにおける高齢者向け啓発</p> <p>通 年</p> <p>・高校生による同世代への消費者教育の実施</p> <p>・福祉部と連携し、福祉関係者の会議で高齢者の消費者被害防止に関する説明・ハンドブックの配布</p> <p>・府とコンビニエンスチェーンが締結した「高齢者にやさしい地域づくり推進協定」に基づき、加盟店舗に対し事業者向けの高齢消費者の見守りに関するリーフレットを配布し、高齢消費者の見守りネットワークを強化</p> <p>・治安対策課、府警本部と連携して、事業者向けの高齢消費者の見守りに関するリーフレットを配布し、ネットワークを強化</p>	<p>◇活動指標（アウトプット）</p> <p>・消費生活相談窓口の充実 市町村相談窓口のセンター化促進 未設置6町（平成30年4月）： 島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町、岬町 市町村相談窓口・センターの開設日時の拡充</p> <p>・市町村相談員総括者研修受講者 300名 市町村消費者行政担当職員等研修 前年度並み (平成29年度：105名)</p> <p>◇活動指標（アウトプット）</p> <p>・高校生による同世代への消費者教育実施 前年度並み (平成29年度10高校)</p> <p>・高校教員向け消費者教育教材の活用推進 推進モデル校3校、実践集全高校（国私立含む）配布、教職員向け活用促進のための研修</p> <p>・大学生ボランティアリーダー育成 20名 (平成29年度：19名)</p> <p>・高齢消費者の見守りに関するリーフレット等の配布 前年度並み (平成29年度 福祉関係者の会議でのハンドブックの配布：12,000部 事業者へのリーフレット配布：22,000部)</p>	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">年度当初は空欄</p>

30年5月～31年2月

- ・高校教員向け消費者教育教材活用推進

30年6月～31年3月

- ・消費者教育・啓発に関する大学生ボランティアリーダー養成・大学生間のネットワーク形成促進

■消費者取引の適正化による消費者被害の未然防止と拡大防止

- ・不当な取引行為を行う悪質な事業者や商品・役務等の不適正な表示を行う事業者に対し、特定商取引法、景品表示法及び消費者保護条例に基づき厳正な指導等を実施

(スケジュール)

通年

- ・法令違反が疑われる事案についての調査と指導等の検討・実施

30年8月～31年3月

- ・事業者に対する関係法令等の説明会の開催

◇活動指標 (アウトプット)

- ・事業者に対する関係法令等の説明会開催 350名 (平成29年度：632名)
- ・法令違反が疑われる事案について調査を行い、必要に応じて事業者に対する指導・処分を実施

年度当初は空欄